

岐阜県循環経済導入促進事業委託業務 仕様書

第1 委託業務の目的

国においては、「循環経済を国家戦略に」をテーマとし、世界の潮流となっている、資源の価値を可能な限り維持し、循環的に利用する取組みである循環経済、いわゆるサーキュラーエコノミー（以下「CE」という。）の実現に向けた取組みを政府一体で進めている。

本県における循環経済を推進するためには、県内の製造事業者及びリサイクル事業者等に対して、コスト・品質等といったCE型ビジネスにおける具体的な課題にアプローチするとともに、CE型ビジネスモデル転換への行動変容を促すための取組みが必要である。

第2 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

第3 委託業務の内容

上記目的を達成するため、CEビジネス成功企業（大手企業をイメージ）による事例の紹介や、CEビジネス実践企業（より身近な中小企業をイメージ）との意見交換等の機会を通じ、CE型ビジネス移行への具体的なアクションに繋げる事業を実施する。

なお、業務の内容は、以下の「2案」のいずれかを想定しており、企画提案を踏まえ決定する。（本委託業務の目的を達成するものであれば、案1の内容を踏まえた案のほか、全く独自の提案・アイデアでも可（正式な委託業務内容は、契約締結時に決定）。）

【案1：セミナー、ワークショップ、交流会の開催】

（1）セミナーの開催

＜セミナーの概要＞

県内における循環経済導入の実現に向けて、循環経済型ビジネスの具体的な成功事例を語るセミナーを企画・開催する。（90分程度）

※テーマはプラスチックの資源循環とする

＜セミナーの目的＞

- ・参加した企業が新たな循環経済ビジネスモデル展開のきっかけになること。
- ・他者の成功事例を聞くことで、参加企業のビジネスモデル形成への行動変容を促すこと。
- ・上記を踏まえ、セミナーにふさわしい出演者（講師）を選定すること。

＜セミナーの主な業務＞

- ・開催チラシ等のセミナー開催周知用宣材の作成
- ・出演者との調整及び報酬等の必要経費の支払い
- ・リーフレット等セミナー資料の作成
- ・視聴希望者に対する受付とリモート参加者へのURL送付等の対応（WEB配信も行う）
- ・当日の司会進行、録画等運営業務
- ・受講者アンケートの実施

＜セミナーの開催時期及び会場＞

- ・開催時期については、発注者と協議して決定すること。

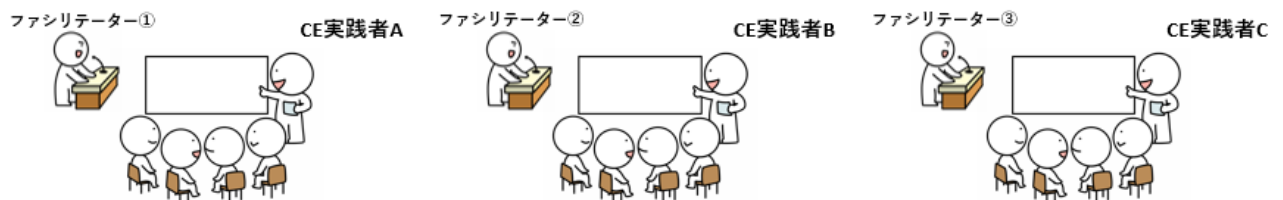
- ・会場については、セミナー・ワークショップ・交流会の開催を円滑かつ効果的に実施できる場を提案すること。

(2) ワークショップ兼交流会の開催

＜ワークショップ兼交流会の概要＞

- ・CE実践事業者（3者）を各グループ（計3グループ）に配置し、生産コスト・品質コストを抑えながら具体的に実践する方法を学んでもらうワークショップを開催するとともに、企業間の連携構築を目的とした交流会を開催する（ワークショップ 90分程度＋交流会 30分程度）
- ・15名程度のグループ方式で運営する。そのため複数名のファシリテーターを配置する。循環経済の考えを土台にし、生産コスト等の課題となるテーマについて意見交換しながら、新たなビジネスモデル展開へとつなげること。

＜ワークショップのイメージ図＞



＜ワークショップの目的＞

- ・参加者が環境配慮型製品の設計・製造をするにあたり、生産コスト・品質コストといった課題となっている部分を解決できるようにすること。

＜ワークショップの主な業務＞

- ・リーフレット等のワークショップ周知用宣材の作成
- ・参加希望者に対する受付と連絡等の対応
- ・当日の司会進行等運營業務（各グループにはファシリテーターを1名、計3名）
- ・受講者アンケートの実施

＜交流会の目的＞

- ・アイデアの創出や人脈の拡大など、企業間連携を視野に入れた交流会を開催すること。
- ・実践事業者によるプロダクトを会場に展示するなど、交流の深化につながる取組みを行うこと。



＜ワークショップ及び交流会の開催時期及び会場＞

- ・セミナーと同様とする

【案2：受注者による独自提案（企画提案）】

- ・委託業務の目的を踏まえた独自提案事業の実施。（事業実施に係る必要経費については、「プロポーザル公募要領」記載の委託費の上限を越えないこと。）

(3) 成果物

- ・セミナー終了後速やかに、アンケート集計結果及び動画の録画した電子媒体を納品すること。
なお、電子媒体提出にあたっては「岐阜県電子納品要領」及び「岐阜県電子運用ガイドライン」に準じること。
- ・本業務に係る成果物等は、すべて岐阜県に帰属する。受託者は岐阜県の許可無く公表、貸与又は使用してはならない。

第4 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務を円滑に遂行させるため、監督指導者を選任すること。また、会計等の庶務に関する担当者を明確にしておくこと。ただし監督指導者との兼務は妨げない。
- (2) 監督指導者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- (3) 受託者は、委託契約締結後速やかに、監督指導者の氏名を廃棄物対策課へ提出すること
万が一変更があった場合も、同様とする。

第5 実施状況等の報告書類

- (1) 委託業務完了届
本委託業務完了後、ただちに委託業務完了届を提出すること。
- (2) 実績報告書
本委託業務が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して10日を経過した日又は当該年度の3月19日のいずれか早い日までに、実績報告書（成果物、関連する資料を含む）を提出すること。

第6 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。
ただし業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (2) 個人情報保護
別記1「個人情報取扱特記事項」によること。
- (3) 著作権等取扱
別記2「著作権等取扱特記事項」によること。
- (4) 守秘義務
受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置

岐阜県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。

一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

第8 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

第9 その他

(1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。

(2) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この業務による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 受託者は、この業務による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、県に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 受託者は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 受託者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 受託者は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この事業による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員（派遣労働者を含む）に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 受託者は、この業務による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この業務による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 受託者は、この業務による事務に関して知ることのできた個人情報を業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 受託者は、この業務による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 受託者は、県からこの業務による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、県に受領書を提出しなければならない。

3 受託者は、この業務による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更し

ようとするときも、同様とする。

- 4 受託者は、県が承諾した場合を除き、この業務による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受託者は、この業務による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 受託者は、この業務による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、県が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受託者は、この業務による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この業務による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受託者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

- 第8 受託者は、この業務による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、県の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 受託者は、この業務による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 受託者は、パソコン等に記録されたこの業務による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 受託者は、この業務による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を県に提出しなければならない。
 - 5 受託者は、廃棄又は消去に際し、県から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。
- (秘密の保持)

- 第9 受託者は、この業務による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受託者は、この業務による事務を処理するために県から引き渡された保有個人情報記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第11 受託者は、この業務を一括して再委託(第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。)してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りではない。

2 受託者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの業務に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、県に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 受託者は、この業務による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、県の求めに応じて、その状況等を県に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受託者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 受託者は、県の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、県

に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第12 受託者は、この業務による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。

2 受託者は、派遣労働者にこの業務に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、県に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(立入調査)

第13 県は、受託者がこの業務による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、県から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時における対応)

第14 受託者は、この業務による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により県に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受託者は、県と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第15 県は、受託者が本特記事項に定める業務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、県にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16 受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより県が損害を被った場合には、県にその損害を賠償しなければならない。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

第 1 印刷製本物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受注者に帰属する。

2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受注者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第 2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

2 印刷製本物の作成のために受注者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

- 一 原稿
- 二 イラスト
- 三 写真

3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受注者は、あらかじめ受注者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を受注者に譲渡させるものとする。

- 一 受注者の従業員
- 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

4 第 1 項及び第 2 項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第 3 受注者は、甲に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「印刷製本物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第 4 受注者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。